

領収書



請求書番号 [REDACTED]
領収書番号 2096-6178
支払い日 2025年4月1日
支払い方法 [REDACTED]

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
politician-contact@the-issues.jp

請求先
ひきたたかし
〒
日本
1216hisako@gmail.com

2025年4月1日に ¥8,778 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
政策公聴プラン 2025/04/01 ~ 2025/05/01	1	¥8,778	¥8,778
	小計		¥8,778
	合計		¥8,778
	支払い金額		¥8,778

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・曳田 卓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	リニア新幹線工事における水問題・環境問題について静岡市内にて県民と質疑応答		
年 月 日	令和 7 年 4 月 5 日 ~ 令和 年 月 日	金 額	2,480 円

目 的	静岡市内でリニア新幹線静岡工区における水問題・環境問題について、県は現在 28 項目について協議中であり、不安を抱える県民に報告、質疑応答を行う。																											
使 途	交通費																											
政務活動・ 県政との 関連性	県民にとって、リニア中央新幹線静岡工区の工事に係る水問題・環境問題は切実である。特に大井川水系に住む住民にとってはいまだに不安は拭い去れない。県としては、県政運営上、丁寧な住民説明は欠かせない。その一環として、質疑応答に参加する。																											
<<領収書貼付枠>> (交通費)4/5JR 沼津駅⇔静岡駅 990 円×2=1,980 円 バス静岡駅⇔豊田中ツインメッセ 250 円×2= 500 円																												
<table border="1"> <tr> <td colspan="4">[Redacted]</td> <td>*4854</td> </tr> <tr> <td>0405</td> <td>入</td> <td>沼津</td> <td>出 静岡</td> <td>*3664 990</td> </tr> <tr> <td>0405</td> <td>バス</td> <td>SJL</td> <td></td> <td>*3414 250</td> </tr> <tr> <td>0405</td> <td>バス</td> <td>SJL</td> <td></td> <td>*3164 250</td> </tr> <tr> <td>0405</td> <td>入</td> <td>静岡</td> <td>出 沼津</td> <td>*2174 990</td> </tr> </table>				[Redacted]				*4854	0405	入	沼津	出 静岡	*3664 990	0405	バス	SJL		*3414 250	0405	バス	SJL		*3164 250	0405	入	静岡	出 沼津	*2174 990
[Redacted]				*4854																								
0405	入	沼津	出 静岡	*3664 990																								
0405	バス	SJL		*3414 250																								
0405	バス	SJL		*3164 250																								
0405	入	静岡	出 沼津	*2174 990																								

案分の理由 全て政務活動に係るものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,480 円	100%	2,480 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・曳田 卓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	清水港新ターミナルオープン記念式典及び県立美術館ジブト展開所式に参列、意見交換。		
年月日	令和7年4月18日	～令和 年 月 日	金額 1,630 円

目的	清水港ターミナルオープン記念式典と県立美術館ジブト展開所式に参列。関係者と意見交換し、今後の県政運営の参考とする。
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	<ul style="list-style-type: none"> ・議会・委員会等質問のため、関連部局の事業・主要施策等を確認する。 ・地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ○議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

(交通費) 4/18 JR 沼津駅→清水駅 770円
草薙駅→沼津駅 860円

				*3214	
0418	入	沼津	出	清水	*2444 770
0418	入	草薙	出	沼津	*1584 860

案分の理由 全て政務活動に係るものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,630 円	100%	1,630 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・曳田 卓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	駐車場賃借料		
年月日	令和7年4月20日～令和 年 月 日	金額	8,000円

目的	政務活動を行うための事務所駐車場の賃借
使途	4月分賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

領 収 書

ふじのくに県民クラブ 様

領収金額	¥16,000.-
------	-----------

但 駐車場代費 4月分として

令和7年4月20日

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	16,000円	1/2	8,000円
		%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・曳田 卓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査研究後、鈴与株が運営している新興津ふ頭を視察。		
年月日	令和7年4月21日 ~令和 年 月 日	金額	1,670 円

目的	トランプ関税による県内経済への影響について関係者と意見交換し、今後の県政運営の参考とする。																			
使途	交通費																			
政務活動・ 県政との 関連性	<ul style="list-style-type: none"> ・議会・委員会等質問のため、関連部局の事業・主要施策等を確認する。 ・地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ○議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。 																			
<<領収書貼付枠>> (交通費)4/21 JR 沼津駅⇄静岡駅 990 円 興津駅→沼津駅 680 円																				
<table border="1"> <tr> <td colspan="4">[Redacted]</td> <td>*6584</td> </tr> <tr> <td>0421</td> <td>入</td> <td>沼津</td> <td>出</td> <td>静岡</td> <td>*5594</td> <td>990</td> </tr> <tr> <td>0421</td> <td>入</td> <td>興津</td> <td>出</td> <td>沼津</td> <td>*4914</td> <td>680</td> </tr> </table>		[Redacted]				*6584	0421	入	沼津	出	静岡	*5594	990	0421	入	興津	出	沼津	*4914	680
[Redacted]				*6584																
0421	入	沼津	出	静岡	*5594	990														
0421	入	興津	出	沼津	*4914	680														

案分の理由 全て政務活動に係るものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,670 円	100%	1,670 円

別紙

No.	月 日	用 件	金額 (円)
1	4月 3 日	会派議員総会にて意見交換と情報交換。	1,980
2	4月 11 日	トランプ関税による県内企業への影響調査。	1,980
3	4月 15 日	コロナ融資に対する返済状況について意見聴取。	1,980
4	4月 25 日	会派議員総会にて意見交換と情報交換。	1,980
5	月 日		
6	月 日		
7	月 日		
8	月 日		
9	月 日		
10	月 日		
11	月 日		
12	月 日		
13	月 日		
14	月 日		
15	月 日		
16	月 日		
17	月 日		
18	月 日		
19	月 日		
20	月 日		
合 計			7,920

					*6634	> 990
0403	入	沼津	出	静岡	*5644	
0403	入	静岡	出	沼津	*4654	> 990

No.1

4/3

JR 沼津⇔静岡 990 円×2 = 1,980 円

					*7174	> 990
0411	入	沼津	出	静岡	*6184	
0411	入	静岡	出	沼津	*5194	> 990

No.2

4/11

JR 沼津⇔静岡 990 円×2 = 1,980 円

					*5184	> 990
0415	入	沼津	出	静岡	*4204	> 990
0415	入	静岡	出	沼津	*3214	

No.3

4/15

JR 沼津~静岡 990 円×2 = 1,980 円

					*4914	> 990
0425	入	沼津	出	静岡	*3924	
0425	入	静岡	出	沼津	*2934	> 990

No.4

4/25

JR 沼津~静岡 990 円×2 = 1,980 円

ENEOS

納品書(領収書)

2025年04月02日 08:42

新プリカ利用
ENEOS Iカード会員 様

ENEOS Iカード
車両番号 実車番

2000-00
レギュラー-G P-10
17.75L *
(171円) ¥3,000

合計 ¥3,000

(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)
プリカ支払 ¥3,000

引落前残高
引落後残高
カードID

有効期限 2025/10/02

端末処理通番 18689

トラザクシオンID 001552601105

取引日付 2025/04/02

※ポイント: [Redacted]

本日付与されたポイントは2〜3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。

詳細はtsite.jpにてご確認ください。

※現金で支払った場合は領収書は発行されません。

株式会社ツチャ セルフ五月SS
静岡県 沼津市柳町3-1
TEL:055-921-9295 SS-022045
登録番号: T7080101001123
サイトNo 1929-04 データNo6399-6402
001五月SS 2025/04/02

ENEOS

納品書(領収書)

2025年04月05日 11:30

新プリカ利用
ENEOS Iカード会員 様

ENEOS Iカード
車両番号 実車番

2000-00
レギュラー-G P-01
17.75L *
171円 ¥3,035
2円 -¥35)

値引後単価 (169円) ¥3,000

合計 ¥3,000

(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)
プリカ支払 ¥3,000

引落前残高
引落後残高
カードID

有効期限 2025/10/05

端末処理通番 20078

トラザクシオンID 001553992125

取引日付 2025/04/05

※ポイント: [Redacted]

本日付与されたポイントは2〜3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。

詳細はtsite.jpにてご確認ください。

※現金で支払った場合は領収書は発行されません。

株式会社ツチャ セルフ五月SS
静岡県 沼津市柳町3-1
TEL:055-921-9295 SS-022045
登録番号: T7080101001123
サイトNo 3368-01 データNo1456-1459
001五月SS 2025/04/05

ENEOS

納品書(領収書)

2025年04月11日 14:46

新プリカ利用
ENEOS Iカード会員 様

ENEOS Iカード
車両番号 実車番

2000-00
レギュラー-G P-10
17.75L *
171円 ¥3,035
2円 -¥35)

値引後単価 (169円) ¥3,000

合計 ¥3,000

(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)
プリカ支払 ¥3,000

引落前残高
引落後残高
カードID

有効期限 2025/10/05

端末処理通番 20078

トラザクシオンID 001553992125

取引日付 2025/04/11

※ポイント: [Redacted]

本日付与されたポイントは2〜3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。

詳細はtsite.jpにてご確認ください。

※現金で支払った場合は領収書は発行されません。

株式会社ツチャ セルフ五月SS
静岡県 沼津市柳町3-1
TEL:055-921-9295 SS-022045
登録番号: T7080101001123
サイトNo 6115-04 データNo1212-1215
001五月SS 2025/04/11

補記
4/5

ENEOS

納品書(領収書)

2025年04月2日 16:00

新プリカ利用
ENEOS Iカード会員 様

ENEOS Iカード
車両番号 実車番

2000-00
レギュラー-G P-10
17.75L *
(169円) ¥3,035
2円 -¥35)
値引後単価 ¥3,000
合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)
プリカ支払 ¥3,000

引落前残高
引落後残高
カードID

有効期限 2025/10/23

端末処理通番 29716

トラザクシオンID 001562496878

取引日付 2025/04/25

※ポイント: [Redacted]

本日付与されたポイントは2〜3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。

詳細はtsite.jpにてご確認ください。

※現金で支払った場合は領収書は発行されません。

株式会社ツチャ セルフ五月SS
静岡県 沼津市柳町3-1
TEL:055-921-9295 SS-022045
登録番号: T7080101001123
サイトNo 5416-04 データNo3602-3605
001五月SS 2025/04/25

ENEOS

納品書(領収書)

2025年04月18日 15:09

新プリカ利用
ENEOS Iカード会員 様

ENEOS Iカード
車両番号 実車番

2000-00
レギュラー-G P-04
17.97L *
(169円) ¥3,035
2円 -¥35)
値引後単価 ¥3,000
合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)
プリカ支払 ¥3,000

引落前残高
引落後残高
カードID

有効期限 2025/10/18

端末処理通番 26374

トラザクシオンID 001559571844

取引日付 2025/04/18

※ポイント: [Redacted]

本日付与されたポイントは2〜3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。

詳細はtsite.jpにてご確認ください。

※現金で支払った場合は領収書は発行されません。

株式会社ツチャ セルフ五月SS
静岡県 沼津市柳町3-1
TEL:055-921-9295 SS-022045
登録番号: T7080101001123
サイトNo 2295-02 データNo2543-2546
001五月SS 2025/04/18

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・曳田 卓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自分で県政の内容を、動画で録画し編集して、SNS等で発信するための初期費用		
年月日	令和7年4月26日～令和 年 月 日	金額	55,440円

目的	自分で県議会や県政の報告をしゃべる内容を録画して、YouTube等SNSで広く県民に発信し、より県政を身近に感じてもらう。
使途	初期費用(編集スタイルプロファイル作成・編集体制構築費用)
政務活動・ 県政との 関連性	自身の政務活動や議会活動を自分でしゃべり、その録画した内容をTVがニュースやワイドショーで発信するのと同じように、YouTube等のSNSで発信し、広く県民にリアルタイムで県政で起きている内容を聴取してもらい、県政に対しての理解を深めてもらう。

《領収書貼付枠》

ぬましん キャッシュサービス

ご利用明細票

ご利用ありがとうございました

振込取扱日	振込金額・店番・機番・通番
07年04月26日	XXXXXXXXXX
カード発行金庫・店番・科目	口座番号
XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
¥55,000*	
手数料 ¥440	振込取扱後残高
時刻 7:42	*
ページ	金種 000000000000
振込依頼内容 七十七銀行 仙台(東口)支店 普通 5054638 受取人 カイエーシーピー様 依頼人 ヒキタ タカシ 様 TEL 0559228969	

沼津信用金庫

印紙税申告納付につき沼津税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て 政務活動	55,440円	100%	55,440円

業務委託契約書

成田 年 (以下、「甲」という。)と株式会社ACP(以下、「乙」という。)とは、第1条に規定する業務を甲が乙に委託することにつき、次の通り契約を締結する(以下、「本契約」という。)

第1条(目的) 本契約に基づき、甲は、乙に対して、第2条第1項に定める業務(以下、「本件業務」という。)を委託し、乙は、本件業務を受託する。

第2条(委託業務の内容)

1. 甲が乙に委託する本件業務の内容は、以下のとおりとする。甲が提供する動画素材(以下、「提供素材」という。)を編集し、甲が指定する形式にて納品すること。具体的な編集内容、動画の長さ、納品形式、毎月の依頼可能な動画本数(以下、「上限本数」という。)については、別途甲乙間で協議の上、定めるものとする。
2. 本件業務の内容につき追加・変更の必要が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

第3条(確認事項)

1. 甲は、乙に提供する提供素材が、第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するものとし、第三者との間に争いが生じたとしても乙は一切の責任を負わない。
2. 甲は、乙による本サービスの履行によって編集後の動画に関して甲に何らかの成果が発生することが保証されるものではないことを了承する。
3. 乙は、提供素材の内容に起因して編集後の動画に関して第三者との間に紛争等が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとする。
4. 乙は、本件業務において、原則として提供素材の範囲内での編集を行うものとし、同一商品に関する提供素材の再提供には応じられないものとする。ただし、乙が甲に編集後の動画を納品した後、甲が当該動画をダウンロードできなかった等の事由により、甲が乙に対して同一の動画の再提供を求めた場合、乙は、最初の納品日から30日以内に限り、合理的な範囲でこれに応じるものとする。

第4条(提供素材の提供および納品)

1. 甲は、毎月10日までに、上限本数以上の提供素材を乙に提供しよう努めるものとする。乙は、甲に対し、提供素材の提供を催促する義務を負わないものとする。
2. 乙は、原則として当月中に編集した動画を甲に納品するものとする。納品方法は、ギガファイル便またはGoogleドライブ等のオンラインストレージサービスを利用するものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、甲が毎月10日までに上限本数分の提供素材を提供しなかった場合でも、甲は乙に対し、当該月の利用料金を支払う義務を負うものとする。この場合、乙は、甲から事前に予備用として提供を受けていた素材が存在すれば、当該素材を編集し、甲に納品するものとする。予備用の素材が存在しない場合は、当月の納品は行わないものとする。

4. 甲が乙に提供する提供素材は、合計で2分以内のものとする。これを超える長さの素材については、別途甲乙間で協議するものとする。

第5条(利用料金等および支払方法)

1. 甲は、本契約書末尾に記載の料金プランに基づき、契約することを乙に対し同意する。
1. 本サービスは、動画1本あたりの編集に対して費用が発生するものではなく、月額固定制のサービスである。甲は、1ヶ月あたりに別途合意した上限本数まで動画編集を乙に依頼することができ、実際に依頼した動画の本数が上限本数に満たない場合でも、月額費用は減額されることなく発生するものとする。
2. 乙は、本契約期間中、毎月末日締めで、当月分の利用料金を算定の上で、請求書を作成し、甲に送付する。なお、請求書の送付にかかる費用は乙の負担とする。
3. 甲は、前項の締め日の翌月末日までに請求書記載の利用料金を乙の指定する銀行口座に振込み支払うものとする。なお、振込み手数料は甲の負担とする。

第6条(支払利息) 甲は、本サービスの利用料金について、支払期日を経過してもなお、支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払った日の前日までの期間について、年14.6%の割合で計算して得た額を遅延利息として、乙所定の方法により支払うものとする。

第7条(知的財産権)

1. 本件業務の過程で乙が作成した編集後の動画に関する著作権(著作権法第27条および第28条に定める権利を含む)は、原則として甲に帰属するものとする。ただし、編集過程で乙が独自に作成した素材(BGM、効果音、テンプレート等)に関する著作権は乙に留保されるものとする。
2. 乙は、編集後の動画に関する著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう)を一切行使しないものとする。
3. 提供素材に関する知的財産権は、甲または権利を有する第三者に帰属するものとする。

第8条(資料または機器の保管管理)

1. 乙は、本件業務に関して甲より提供された提供素材がある場合、善良なる管理者の注意義務をもって保管および管理する。
2. 乙は、甲より提供された提供素材が不要となったときは、本契約が解除された場合または甲からの要請があった場合、当該提供素材を、甲の求めに応じて、速やかに返還、消去または廃棄するものとする。

第9条(機密保持義務)

1. 本契約において機密情報とは、以下の各号の一以上に該当するものをいう。尚、機密情報を開示する者を「開示者」、開示を受ける者を「被開示者」とする。(1) 技術情報、技術資料・ノウハウに含まれる情報(2) 顧客名簿、販売計画および開発予定の機器、開発中の機器、事業計画等、他に漏洩されれば開示者の損失となる技術上、営業上その他の一切の情報(3) 書面、口頭または電磁的手段等の形により開示者が被開示者に提供した全ての情報およびそれに関連した情報(4) 被開示者が本業務に使用したコンピュータまたはその他の電磁的手段等に保存されている全ての記録(5) 被開示者が開示目的の達成のために開示者の事業所に入出りした際に見聞または知得した、開示者に関連するあらゆる情報(開示者が機密である旨を明示しているかどうかを問わない)(6) 前各

号の情報に基づき、本業務に関連して被開示者が作成した成果物、その複製物もしくはそれに付随するもの

2. 前項に拘わらず、被開示者が、下記のいずれかの項目に該当することを証明する情報は、機密情報には当たらない。(1) 開示時に既に公知、公用の情報 (2) 開示後、被開示者の責によらずに公知、公用となった情報 (3) 開示時に、既に保有していた情報 (4) 開示後、正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなしに入手した情報 (5) 被開示者が、開示された情報と無関係に、独自開発、創作した情報 (6) 甲と乙が機密情報に該当しないことを相互に確認した情報
3. 被開示者は、開示者の書面による事前の承諾がない限り機密情報を第三者に開示しないものとする。なお、当該承諾に基づき第三者へ機密情報を開示する場合には、当該第三者に対して本条と同程度の機密保持義務を課し、かつ機密保持義務を履行させるよう努めるものとする。ただし、法令、規則、行政機関または裁判所の命令等により開示が必要とされる場合または弁護士、税理士及び公認会計士等法令によって守秘義務が課された専門家に開示する場合はこの限りでない。
4. 被開示者は、開示者の要求があった時は、開示された全ての機密情報およびその複製物を開示者の指示に基づき直ちに返却または廃棄するものとする。
5. 被開示者は、開示者の書面による事前の承諾がない限り、本契約以外の目的に機密情報を使用しないものとする。
6. 機密情報の開示は、開示者による被開示者に対する知的財産権に基づく権利の譲渡または利用の許諾を当然に意味しない。

第10条(免責)

1. 乙は、本サービスの提供により作成された編集後の動画に関して、甲または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
2. 乙は、インターネット通信およびその他サーバー等システム上の環境要因による動作、何らかの不具合によるデータの破損、および不具合等につき、何ら責任を負わないものとする。
3. 乙は、編集作業に使用するソフトウェア等の仕様変更に伴う本サービスの一部停止や作成される動画に一部不具合が発生した場合、本サービスが適切に提供できるよう努めるものとする。但し、金銭的賠償等利用者からの要求に応じる義務を負わないものとする。
4. 乙は、本規約で別段の定めがない場合は、甲が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の原因を問わず賠償の責を負わないものとする。

第11条(権利義務の譲渡禁止) 甲および乙は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本契約に基づく一切の権利義務を第三者へ譲渡もしくは担保に供し、または引受けさせてはならないものとする。

第12条(再委託) 乙は、本サービスの一部、または全部につき、当社の責任において第三者に再委託することができるものとする。

第13条(有効期間および解約)

1. 本契約の有効期間は、契約締結日の翌日から6ヶ月間とする。
2. 前項の契約期間満了の30日前までに、甲または乙のいずれか一方から書面による解約の意思表示がない限り、本契約は自動的に同一条件にて6ヶ月間更新されるものとし、以降も同様とする。

3. 甲または乙は、相手方に対し、本契約を解約しようとする日の30日前までに書面にて通知することにより、本契約を解約することができる。
4. 甲は、いかなる理由であっても本契約が終了した場合、本契約において許諾されたすべての権利を失うものとする。なお、本契約の終了前に本契約に関して生じた甲の本サービスの利用料金の支払い等一切の債務は、その履行が完了するまで消滅しないものとし、また、乙は利用者に対する損害賠償請求権を失わないものとする。

第14条(契約の解除)

1. 甲または乙は、相手方に本契約に違反する行為があり、相手方に対し相当の期間を定めて是正等の催告をしたにも拘わらずその行為が是正されない場合、改めて通知、催告を要することなく本契約の全部または一部を解除することができる。
2. 甲または乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、相手方に何らの通知、催告を要することなく本契約の全部または一部を解除することができる。
(1) 業務を停止したとき (2) 差押・仮差押、仮処分または競売の申立てがあったとき (3) 破産、特別清算、会社更生または民事再生手続開始を自ら申立てまたは申立てられたとき (4) 租税公課を滞納して保全差押を受けたとき (5) 手形または小切手が不渡りとなったとき、その他支払不能または支払停止となったとき (6) 解散、事業の全部または重要な一部の譲渡、清算の決議をしたとき (7) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき (8) 資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約にもとづく債務の履行が困難になる恐れがあるとみとめられたとき
3. 前項により契約が解除された場合でも、甲または乙の相手方に対する損害賠償請求を妨げない。
4. 甲が期間満了前に解約する場合には、解約予告日の翌日から期間満了日までの相当額を甲が乙に違約金として支払うものとする。

第15条(本サービスの変更等)

1. 乙は、事前に通知、その他の手続きをすることなく、本サービスの内容の変更等をできるものとする。ただし、甲にとって不利な変更等の場合は、当社は事前に通知するものとする。
2. 乙は事前に通知することで、甲の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を休廃止できるものとする。

第16条(反社会的勢力の排除) 相手方が次の各号の一に該当する場合、甲または乙は、本契約の全部または一部を、何らの催告なく、直ちに解除することができるものとする。(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という)である場合 (2) 代表者、責任者、もしくは実質的に経営権を有するものが暴力団等である場合、または暴力団等への資金提供を行う等密接な交際のある場合 (3) 自らまたは第三者を利用して、他方当事者に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、または、関係者が暴力団等である旨を伝えた場合 (4) 自らまたは第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合 (5) 自らまたは第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれがある行為をした場合 (6) 自らまたは第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為をした場合

第17条(協議) 甲および乙は、本契約の各条項に定めのない事項が生じたとき、または本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、相互に協議の上、誠意をもって解決に当たるものとする。

第18条(合意管轄) 甲および乙は、本契約に関し紛争が生じた場合は、訴額に応じ仙台簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることにつき合意するものとする。

本契約締結の証として、本書を電磁的に作成し、双方にて記名もしくは署名および押印またはこれに代わる電磁的处理を施し、双方保管するものとする。

令和 7 年 4 月 26 日

甲 静岡県沼津市柳町4-49
奥田 卓



宮城県仙台市宮城野区福室二丁目八番一七号
福室マンション 314 号

乙

株式会社ACP
代表取締役 上松野



動画制作業務委託契約に関する契約内容証明書

曳田卓様
発行日：2026年1月4日

発行者
株式会社ACP
宮城県仙台市宮城野区福室2-8-17 福室マンション214号
代表取締役 上松野



拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴殿と当社との間で締結いたしました「業務委託契約書」につきまして、第5条(利用料金等および支払方法)における契約条件の詳細(金額および数量)を以下の通り証明いたします。

本証明書は、契約書の補足資料として発行するものです。議会事務局様等への提出書類としてご利用ください。

敬具

記

1. 対象契約 動画制作業務委託契約

2. 契約条件詳細

項目	内容
月額利用料金	総額: 19,800円
月間制作本数	4本 / 月
業務内容	ショート動画の編集および制作代行

3. 補足事項

本証明書は、現在有効な業務委託契約に基づき、その具体的な取引条件を証するものです。

以上

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・曳田 卓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料(静岡新聞・沼津朝日・赤旗日曜版)		
年 月 日	令和7年4月28日 ~ 令 年 月 日	金 額	5,020 円

目 的	県政・社会情勢に関する情報収集
使 途	静岡新聞・沼津朝日 4月分(4,030 円) 赤旗 4月分(990 円)
政務活動・ 県政との 関連性	広く県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

D 7- 4-28 新聞代 4,030

曳田 卓 様

しんぶん 赤旗
領収書

2025 年 4 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党 東部地区委員会
〒410-0312 沼津市原698-1
TEL 055-968-7150
FAX 055-968-7155

8%対象	917 円(税抜)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

領収年月日

扱者

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

案分の理由 全て政務活動に係るものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,020 円	100%	5,020 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・曳田 卓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内 容	事務員雇用		
年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 4 月 30 日	金 額	110,400 円

目 的	調査研究などの政務活動を補助する職員を雇用
使 途	4月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和 7 年 4 月分

氏 名 XXXXXXXXXX

給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計	
110,400 円	0 円	110,400 円	0 円	0 円	0 円	110,400 円
					受領印	XXXXXXXXXX
					受領日	4月30日

$96^A \times 1.150^A = 110,400^A$

案分の理由 全て政務活動に係るものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	110,400 円	100%	110,400 円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・曳田 卓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内 容	事務員雇用		
年 月 日	令和7年4月1日~令和7年4月30日	金 額	110,400 円

目 的	調査研究などの政務活動を補助する職員を雇用
使 途	4月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和7年4月分

氏名 XXXXXXXXXX

給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計	
110,400 円	0 円	110,400 円	0 円	0 円	0 円	110,400 円

受領印	XXXXXXXXXX
受領日	4月30日

$96^h \times 1.150^{\text{円}} = 110.400^{\text{円}}$

案分の理由 全て政務活動に係るものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	110,400 円	100%	110,400 円